

## 宮崎県における合同選抜制度の成立と背景

### —宮崎県高等学校入学試験制度の変容—

橋口泰宣（宮崎大学大学院教育学研究科）

はじめに

昨今の宮崎県高等学校入学試験制度において最も注目される改革は、一つには、2003年の合同選抜制度の廃止であり、いま一つは2008年における通学区域（学区）の撤廃と全県一区制による学校選択の自由への移行があげられる(1)。本県における合同選抜制度と通学区域制度はいわばワンセットとして1963（昭和38）年に導入され、以来、今日までの約半世紀に及んで宮崎県高等学校入学試験制度の両輪に位置づけられ、そして本県高等学校教育における機会均等の実現に大きく貢献してきたとされる(2)。それだけにこのたびの両者の廃止と全県一区制による学校選択の自由化については多大な関心が喚起されて是非が論議された。この論議を図式化すれば、通学区の規制による機会均等の確保と学校間格差の是正か、それとも規制撤廃による学校選択の自由と特色ある高校づくりの推進かに大別することができる(3)。これらの理念の対立、葛藤、せめぎ合いは、実は本県の高等学校入学試験制度の転換期に見られてきた古くて新しい動向の一つにはほかならない。今後における新しい入学試験制度の推移が注目されるゆえんでもある。

この報告では、宮崎県高等学校入学試験制度の改革のうち特に合同選抜制度に焦点化し、その導入の背景と決定・成立までの経緯を振り返って概観することに努めたい。そこには、制度の価値をめぐるせめぎ合いの動向を見ることができる。

#### 1 合同選抜制度と通学区域制導入の背景

##### ①戦後の新制高校の発足と学区制

1948年、戦後日本の新制高等学校が高校三原則のもとに発足した。総合制、男女共学、小学区制がそれである。宮崎県の場合、新制高校15校は完全総合制をもって発足、通学区域については小学区制が1949年及び翌50年の2年間実施されたが、占領統治下における通学区域制の強制に対する反発から51年には廃止された。が、その一方、小学区域制の廃止によって宮崎市内における学校間格差が深刻化した(4)。

##### ②1960年代の高校生急増対策

1960年代初頭の高校生急増対策と学校格差是正方策として合同選抜制と通学区域制の導入が提唱されることとなる。ちなみにこの時期の中学生卒業者と進学率は、1960年の約23,700人(39.3%)から1965年の約2,750人(57.4%)へ増加、上昇し、高校在籍者総数60年の約26,200人から63年の約35,000人へ、このうち全日制高校在籍者数は約23,000人から32,000人へと激増した。これを受けて1960年、宮崎県教育委員会は「高等学校再編

成実施要領」及び「県立高等学校生徒急増対策」をまとめ、翌 61 年から 65 年にかけて 11 校を新設（総数計 37 校）、普通科定員を 50 名から 55 名に増加した（5）。

### ③学校格差と是正の必要性

1960 年代初頭、宮崎市内の県立普通科系高校は大淀川北側の宮崎高、南側の大淀高の 2 高があり、両校の格差は歴然としていたといわれる。当時の大淀高校校長として合同選抜制度を提唱し、導入後は初代の宮崎南高校校長として合同選抜の確立と定着に尽力した佐伯英雄によれば、当時の状況は次のように回想される。「その頃、宮崎ではこんな言い方があった。『頭のいい子は北へ上り、頭のよくない子は南に下る』というのである。「市民も教師も親も生徒も『二流校』（としての大淀高校）をはっきり意識していた。」その結果、生徒たちのコンプレックスは、例えば宮崎市最大の行事の神武さまの祭りのあと、相手校生に対する暴力沙汰となってしばしば爆発した。また、ある時、街のおでん屋で飲んでいた若い教師が自分の勤務高校名を応えたところ、見下すような対応を受けたという。「これでいいのだろうか。こんなことが自由と平等の日本にあってよいものであろうか。その頃その中にあった者には、頭の芯までうちこまれた強烈なものであったが、その経験のない人には想像することもできない事かもしれない。」（6）。

## 2 合同選抜制度導入の経緯

前述の高校生急増対策の一環として、1962 年 4 月、宮崎市では県立大淀高校普通科の募集停止により大淀第二高等学校（後の宮崎南高校の前身）が、都城市では都島第二高等学校が新設・開校され、この前後から合同選抜制度と通学区域制導入の動きが進行した。再び、佐伯の回想を引用しよう。

（新設予定の）普通高校は「二流校にしてはならないと私自身は深く考えていた。その考えを私は教育長、次長、各課長、指導主事に話し続けた。」「県議会の文教常任委員の視察があった時も私の意見はこの問題に終始した。川越石男氏、水間アヤ氏、清正氏等は心からの共感をもらして下さった。新聞記者諸公や、放送記者諸にもこの意見を遠慮なく言った。私の手の届く人には絶えず現状を説いて、私の主張をのべた。デモクラシーの世の中に、同じ世代の若者に、片やエリート意識、片やコンプレックスがあってよいものだろうか。私は連日苦悩した。」（7）。

同年 5 月、大淀第二高校では P T A 総会で日高真太郎会長らが選出、それ以降、彼らは合同選抜の理解者となってその推進に尽力していく。「当時の P T A 幹部の方々の絶大な努力が南校の今日に大きな力となった。第一の懸案は校地の決定、第二は合同選抜制度の実施であった。」（8）。

同年 9 月初旬、合同選抜制度導入の動きが表面化する。同月 1 日の宮崎日日新聞は、「合同選抜など考慮 県教委 高校入試を検討」の見出しで、次のように伝えている。

「県教委は高校急増対策として今春大淀第二、都島第二両高校を開設し、来春は三校（延岡第二、西都商業、日南工業）を新設するが、既設高校との学校差が心配されるた

め合同選抜、校区制など高校入試要項の改訂を検討している。現在の入試制度は普通コースに限って中学区制をとり、職業コースは自由に志願できるように成っている。すなわち普通コースは宮崎地区が大宮、大淀第二、本庄の三高校、都城地区は泉ヶ丘、都島第二高校の二高校、延岡地区は延岡、延岡第二の二高校、他地区は一高校がそれぞれ志願学校区範囲となっている。

ところが志願する場合、中学校で成績に応じて何番までA高校、それ以下がB高校と制限しているためここ数年学校差が出始め、高校の新設でさらに助長する気配がでている。学校差は生徒に劣等感を与えるだけでなく、補導面にも思わしくなく、入試制度の検討になったもの。」そして、「一応考えられるのは宮崎、延岡、都城地区の普通科コースに限って①合同選抜で学校差をなくすよう生徒を配分する②居住地に応じた小学区制を敷く③中学校単位で高校区制を敷き、一部にどの高校に行ってもよい地区を設ける一などがある。」高校間の格差是正の観点から合同選抜の導入が検討されていることが注目される。同時に、「九州では長崎市が合同選抜に校区制をミックスして実施している。しかしいずれの方法にしても生徒、親の希望を無視する結果にもなり、県教委でも頭を痛めている。」(1962年9月1日付 宮崎日日新聞。下線部 筆者)。

高校入試制度をめぐる価値の葛藤とその調整が重要な課題であったことに注目したい。

その後、合同選抜制度をめぐる価値のせめぎ合いは、更に厳しさを増していく。新聞の投書欄には賛成、反対の意見が寄せられ、県教育委員会への投書も増えて行く。ちなみに賛成派には、宮崎県高教組や新設校のPTA等の関係者が、合選反対派及び慎重派としては、伝統校関係者、宮大付属中PTA、中学校校長会等が挙げられる。高教組内部も所属する支部によって立場は一様ではなかったという(9)。12月21日付の宮日新聞は「高校合同選抜への意見」として、「大宮高校長・反対・名門校の伝統、進学自由を守るべし・受入体制整備優先。」と「大淀第二高校長・賛成・劣等感なくせる・教育の機会均等のために。」を対比させて紹介した。両者の意見は宮崎、延岡、都城で開催された公聴会でも反映された。宮崎市で開催された公聴会に出席した佐伯は、次のように回想している。

高校長、中学校長、地教委委員、教組、PTAなど約三十名のメンバーが参加、そこでは「伝統論も出た。学校選択の自由論は最も有力な意見であった。コンプレックスとエリート論も出た。他県の実情も説明された。」「予想される長所や短所は残りなく出尽くしたと言える。」「賛成意見を述べたのは、高教組の諸君とM中学校のM校長と、市教育委員のH氏であった。その他少数の中立論、慎重論があり、かなりの数の反対論があった。」

「私は反対論のすべてに反駁した。時には興奮して思わず涙声になる時もあった。同じ地域の、同じ世代の若ものが、一しかもたった二つしかない普通高校に入って、一は名門、一は二流校、一はエリート意識、一はコンプレックスを持つことは許されるであろうか。この事は、すべての議論の前に、考えなければならないことではあるまいか。」「名門と劣等感の学校より、二つの名門ができたならどんなに素晴らしいかと考えたのである。」(10)。

そしてこのせめぎあいは、舞台を教育行政における意思形成の場としての県教育委員会に

移していく。同年12月22日付の宮崎日々新聞は、「大詰め迎えた高校合同選抜 県教委の態度注目 きょうあす 微妙な賛否の立場」の見出しのもと、「県教委事務局は五月にこの問題に取り組み、合同選抜を行っている長崎、大分、京都など八府県の実態を調査し、十月に原案を作成、教育委員会討議に持ち込んだ。」として合選の審議経緯を振り返り、緊張の高まりを伝えている。

「合同選抜問題は、賛否両論の大きな反響を呼びながら、いよいよ大詰めの段階を迎えた。各界の意見を聞くため三市で開かれた公聴会も二十一日の都城市で終わり、二十三、二十四両日に開く県教委の態度が関心の的になっている。」「合同選抜に早くから賛成していた教職員組合は「組合色が出て一般の反感をかい、できるはずの合同選抜がつぶれてはたいへん」と事態を静観した。」県教委事務局が原案を委員会に示したこと、組合側の事態静観の態度が事務局が合同選抜“実施“の腹がまえを持っていることを裏書きしているといえよう。」「賛否両論が、その人の置かれている立ち場で正反対になっていることが微妙な点で、このため既設校校長と新設高校長の対立、さらに先生、PTA同士の対立にまで発展している。純教育的な立ち場というより、利益本位に賛否が出るわけで、ここに問題を複雑化している最も大きな原因がひそんでいる。」(1962年12月22日付 宮崎日々新聞)

高校入試制度のあり方を価値や利害の対立とせめぎ合いが明らかであり、「制度改革の政治」の実態がよく伝えられている。

### 3 合同選抜制度並びに通学区域制度の導入決定

1962年12月23日、この日の午後1時から開かれた県教育委員会では、容易には結論に至らず、結局翌4日午前7時半、ようやく委員会は、宮崎市、延岡市、都城における合同選抜制度を正式に決定し発表した。その間の事情を同25日付の朝日新聞は次のように伝えている。

「宮崎など三市で実施 合同選抜の高校入試 県教委 全員一致できめる」「県教委は二十四日の委員会で、来年度の高校入試選抜方法を宮崎、延岡、都城三市の普通科・家庭科高校で合同選抜を実施すると決めた。二十三日午後一時から開いた委員、事務局側の協議会では、全員が合同選抜を実施した場合の問題点について約十八時間にわたり活発な討論を重ねたあと、二十四日朝、委員会に切替え、同七時すぎ全員一致で合同選抜に踏切ることを決めた。」

次いで決定までの経緯を次のように述べている。「三市では既設と新設の高校の間で生徒の質、学校の施設、設備など、いわゆる学校格差が問題となっていた。また中学の進学指導で、成績のよいものと、そうでないものを振り分けて受験させるなど、高校進学のとことから、進学の自由はないような実情だった。」「教育の機会均等」「学校の等質化」「古い歴史より新しい歴史をつくるべきだ」などの声上がり、県教委事務局で五月ごろ原案をつくり教委に示していた。入試要項の発表が近づき、賛否両論が盛上がってPTA代表などの陳情がつづいた。委員の間でも「学校の格差解消」の面では多少の抵抗があったよう

だが、教育の機会均等、等質化の面では異論はなく、宮崎市の場合など「大きくなった大宮高校から分家したものと考えれば、当然等質のものでなければならぬ」などの意見もあった。

「二十三日午後から二十四日早朝にかけての教委審議では、合同選抜を実施する場合の方法、問題点が討議され、事務局原案の①成績順に機械的に配分②成績順に数グループをつくって配分③成績と学区制を加味したもの、のうち③にいろいろな要素を加えた案ができ上がり、委員会本会議上程となった。」「教委では多数決ではなく、あくまで全員一致で、どちらかに決めようとの態度で終始この間、事務局側も委員と個々に当り、合同選抜の必要を説いたといわれる。」

そして、「学区制、調整区制に伴うもぐり入学、同窓会、PTAの反発など今後にも問題も残りそうだが、教育問題の基本的立場から県教委の英断といえよう。」と結んでいる。

同日の宮崎日々新聞は、次のようである。

「高校入試 合同選抜の実施決まる 明春から当分の間 三市の普通コース 学区制と並行して」「県教委は 23 日午後一時から委員会を開き、明春の県立高校合同選抜について徹夜審議を続けたが、24 日午前 7 時半、合同選抜を実施することを決めた。」「委員会審議は実に 19 時間に及んだが、『教育の機会均等をはかり、同質の高校をつくる』ことで延岡、宮崎、都城三市の普通コース（家庭科を含む）の高校に限って実施に踏み切った。」

合同選抜に実施が「明春から当分の間」とされた点に注目しておく。

また、導入が決定された合同選抜制のねらいと今後の課題について、県教育委員会委員長は次のように説明した。「同じコースを持ち、規模を同じくする同一市内の学校の教育の機会均等をはかり、両校を等質化する必要に迫られて実施に踏み切った。しかし合同選抜だけでなく、両校の施設、設備、教員などの条件も同じにする必要があり、新設校校には重点投資を行なって、既設校に劣らないようにしていきたい。」

#### 4 合同選抜制度並びに通学区域制の概要

導入が決定された合同選抜制度と通学区域制度の概要は、およそ次のとおりである。

##### 1 実施方法

地域的に中学校を両高校に 2 分して学区制を敷く。合格者にアンバランスが生じた場合を考慮して調整区の中学校を設ける。宮崎、延岡両市の場合、地理的に両高校の配分が可能のため全中学校に学区制設けたうえ一部中学校を調整区とする。都城市は地理的に複雑なため、校区制を設けない純然たる調整区の中学校を設ける。

(1) 中学校区は、次の通り。

(宮崎市)

宮崎南高校：(固有区) 大淀中、赤江中、青島中、内海中、鏡洲中、高岡中、生目中  
田野中、清武中  
調整区は宮崎中

大宮高校 : (固有区) 東中、大宮中、櫛中、住吉中、佐土原中、広瀬中、那珂中  
本庄中、八代中、綾中  
調整区は西中

(延岡市)

延岡西高校 : (固有区) 北川中、瀬口中、北方中、三槌中、美々地中、城中、見立中  
八戸中  
日之影中、黒岩中、旭中、南方中、西階中  
調整区は岡富

延岡高校 : (固有区) 土々呂中、南中、恒富中、東海中、島野浦中、熊野江中  
三川内中、北浦中、下赤中  
調整区は延岡中

(都城市)

都城西高校 : 中郷中、二俣中、庄内中、西岳中、夏尾中、五十市中  
泉ヶ丘高校 : 三股中、三股東中、山之口中、高城中、有水中、四家中、高崎中  
笛ヶ水中、山田中、志和地中、沖水中、妻ヶ丘中、祝吉中  
調整区 : 小松原中、姫城中

(2) 調整区からの合格者選抜方法については、次のとおり。

①該当する高校の校長、教頭、教務主任の間で合同選抜委員会を設置し、本人の通学距離、希望、成績を勘案して両高校に振り分ける。

②しかし、宮崎、延岡両市の場合は調整区の中学校も校区制となっているので、二つの高校で入学者のアンバランスが出たときだけ対象となり、都城の小松原中と姫城中は純然たる調整区として合格者全員が対象。

なお、宮崎附属中の生徒はその居住地の中学区による。

(3) 通学区域制の特色

この合同選抜の方法は小学区制を敷き、一部に調整区を加味したもので、昭和24年から2年間実施された当時の小学区制に類似しているとされる。

## 2 実施期間

前述のように、「当分の間」とされた。「この選抜方法は『当分の間』となっているが県教委では、『当分の間とは同質の両高校をつくるまで』と説明しており、他県の例（大分）からみて五年―十年と長引きそうだ。」しかし明年の実施結果を見て弊害がでた場合、技術的な手直しは行われるものとみられる。」(1962年12月25日宮崎日々新聞)。

### 3 合同選抜制度導入に対する反応

『海がひかるよ 宮崎南高校20年』によれば、1962年12月24日、県教委による合同選抜決定の「しらせが届いたとき、職員室では期せずして拍手がわ」いた。この日の教務日誌には、「合同選抜は決まった。苦労が稔り新たな責任が根を下ろした」とある（p.70）。一方、「合同選抜が決まって、中学生の移動が始まったという噂がいくつもあった。住居の変更もあり、養子縁組などの身分変更さえあえてして、越境が行われた。」そして、「受験生の北への逃亡は合選第二回のときが最もひどかったようだ。入試の成績度数分布表を見ると、上位者は話にならぬ位のアンバラスがあった。」いずれも「限らない痛恨であり、また発奮の材料となった。」（前掲書、p.71）。

### 4 おわりに

以上、宮崎県高等学校普通科入学試験制度における合同選抜制度と通学区域制度に焦点を絞り、1962年の導入の背景と経緯を概観してきた。本報告では、高等学校入学試験制度のあるべき姿をめぐって展開された理念や利害や価値の対立・葛藤に着目して、略述することに努めてきた。

上述の経緯で導入が決定され成立を見た宮崎県における合同選抜制度と通学区域制度はその後の卒業生が国公立大学への高い合格実績を収めるという所期の目標達成を通してその評価は確立され、新設校の増設に伴って発展的に展開されていく。その結果、当初「当分の間」と目された合同選抜制度と通学区域制度は40年あまりも存続することとなった。しかし、その確立と発展の過程は他方では、対立する制度の理念や価値、利害との競合の過程でもあって、ついには従来から競合関係にあった学校選択の自由の価値と制度に道を譲ることとなる。それらの考察については、別稿での課題としたい。

#### （注及び引用文献）

(1) 通学区域の撤廃と学区統合の措置は、教育の規制緩和を企図した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって可能となり、以来、2003年度に東京都及び和歌山県が撤廃したのを皮切りに、埼玉、福井（04年度）、青森、秋田、神奈川、石川（05年度）、茨城、滋賀、奈良、広島（06年度）、群馬、山梨、鳥取（07年度）と続き、そして08年度には、宮崎県とともに新潟、静岡、島根、大分の各県で通学区域の撤廃が相次いだ。宮城県では2010年度の実施が予定されており、通学区域撤廃による全県一区化の動きは、都道府県全体の半数近くに達しようとしている。一方、学区の統合も2003年度の福岡、長崎に始まってこれまでに岩手、長野、京都、北海道、兵庫、沖縄、大阪の各地で実施され、熊本県では2010年度の実施を予定している。

2008年（平成20年）1月3日付 宮崎日日新聞 2008年7月28日付 読売新聞

(2) 総合選抜制度を実施した都道府県の数には1950年代には12であり、1970年代の高校生急増期には15の都道府県で実施。当時の激化する入試競争の緩和や相次ぐ新設校の育成

による学校間格差是正が主な促進要因であったとされる。しかし、1994年の東京都での廃止を始め、90年代末には宮崎県を含む7都道府県のみとなった。その後、これらの県でも廃止が相次ぎ、ほぼ全面廃止の現状にある。注(1)参照。

(3) 注(2)参照。

(4) 宮崎県教育行政史編纂委員会編『宮崎県教育行政の歩み』宮崎県教育委員会 1985年参照。

(5) 同上。

(6) 宮崎県立宮崎南高等学校創立40周年記念出版推進委員会編『鵬よ飛べ』平成13年 pp. 220-223.

(7) 同上 p. 223

(8) 同上 p. 231

(9) 宮崎県高等学校教職員組合編『30年のあゆみ』1981年 鉦脈社 pp. 181-183  
『海がひかるよ』 pp. 68-70

(10) 『鵬よ飛べ』 pp. 235-237